

沼津市職員研修業務の概要

この沼津市職員集合研修業務の概要は、沼津市（以下「委託者」という。）と受託者が契約する「令和7年度沼津市職員集合研修業務委託」（以下「業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

1 目的

この業務は、沼津市人材育成基本方針に基づく研修所研修の集合研修として各階層・職責に応じた基本的な知識・技能の習得を目的に実施するものとする。

2 業務内容

この業務の内容は、職員集合研修のデザイン、実施及び効果測定とし、別紙2によるものとする。

3 研修科目

この業務の研修科目は、別紙3の区分に掲げるものとする。

4 委託料

この業務の委託料は、実績に応じて、業務実施報告後に受託者の請求に基づき支払うものとする。

5 実施方法等

自然災害の発生等により講師が登壇して行う対面式での研修が困難となった場合（例：風水害により講師が研修会場に到着することが困難である場合）においても、受託者は、効果的な研修が実施できるよう、契約額の範囲において実施方法を工夫する。

また、研修内容を補完し、本研修業務の目的である、多様化・複雑化した市民ニーズに対応できる職員を育成するため、web研修の実施等の施策を行うものとする。

6 著作物の取扱い

受託者が本契約により作成した著作物（研修企画書、研修カリキュラム、研修テキスト及び業務マニュアル等並びに研修受講者が作成提出したレポート及びアンケート等）の著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、市に帰属するものとする。ただし、研修等実施前に既に受託者又は外部講師等が著作権を保有しているものについては、この限りでない。この場合、受託者は、当該著作物を受託業務遂行に必要な範囲で無償提供しなければならない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。